

# 21 児童虐待への対応について

【厚生労働省・法務省】

## 長野県の状況

### ● 児童虐待の発生予防、早期発見・早期支援体制の充実を促進

・ 児童相談所における虐待相談対応件数が増加するとともに、市町村における虐待相談対応件数も増加  
(H25年度 904件 ⇒ H29年度 1,259件 約1.4倍の増加)

#### 取組

#### ○ 市町村と協働し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築

- ・ 子育て世代包括支援センターの設置 (H30.4現在: 29市町村44か所)
- ・ 子ども家庭総合支援拠点の設置 (H30.2現在: 5市町5か所)

#### ○ 「児童相談所職員体制の充実」

- ・ 児童福祉司を平成28～31年度の間に約3割増員 (H27:41名→H31:57名)
- ・ 「児童相談所広域支援センター」を設置 (H28.4)
- ・ 警察官及び弁護士(非常勤)の配置等による各児童相談所の困難事案を支援する体制を構築

### ● 関係機関が連携して、適切な保護や支援を実施

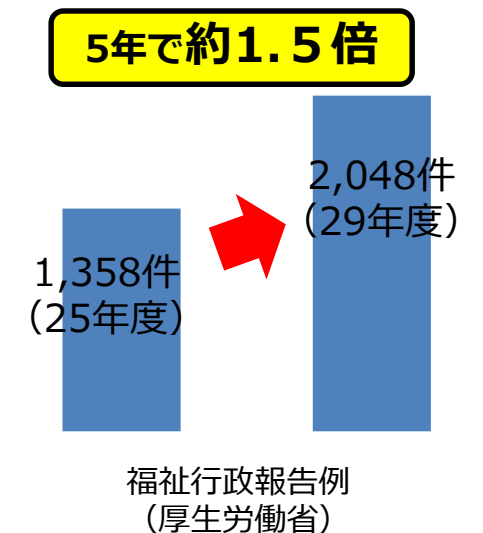
・ 警察から児童相談所への通告件数が急増 (H25年度: 291件 ⇒ 29年度: 857件 約2.9倍の増加)  
・ 相談対応の内容は「面接指導(助言、市町村等と連携し在宅での支援)」が約9割を占める

#### 取組

#### ○ 児童虐待に係る児童相談所と警察との情報共有・連携に関する協定を締結 (H30.9)

#### ○ 「児童虐待防止に係る県(児童相談所)と市町村の連携指針」の策定 (H29.3)

長野県の児童相談所における児童虐待相談対応件数の状況



児童虐待事案に係る長野県と長野県警察の連携に関する協定締結式 (H30.9.20)



## 課題

■いわゆる面談DVを含む警察からの通告が全て児童相談所になされていること等により、**児童虐待通告が急増**しており、**児童相談所業務への負荷の増大**が生じている

児童相談所への全通告件数に占める警察からの通告件数の割合は、  
H29年度で41.8%  
(H25年度は21.4%)

■虐待を行った保護者と児童相談所は対立関係が生じやすく、また、虐待が行われた家庭は、保護者自身の生育歴、精神の不安定など心身の問題のほか、経済的な困窮や社会的な孤立などの問題を抱えている

■相談に当たる職員には高度な専門性が求められるが、児童虐待への対応に有効なソーシャルワークの技法が確立されておらず、職員は研修や経験を積み重ねる中でスキルアップを図りながら対応しなければならない状況にある

児童福祉司配置基準を「人口3万人に1人」とすることについて、H30.12策定の「新プラン」では2022.4からとされていたが、H31.4.1児童福祉法施行令改正により、3年間前倒しとなり、H31.4から（経過措置3年間）となった

■児童相談所においては、「家族関係支援プログラム」を活用した、計画的な親子再統合のための支援に重点を置いたソーシャルワークを行っているが、**保護者の家族関係支援プログラムへの参加は任意**であり、**保護者への実効性ある支援につながりにくい**

■児童福祉法の改正等により、虐待案件における**家庭裁判所の関与増加**が見込まれる中、長野家庭裁判所の6支部の中で**佐久支部のみ調査官が常駐していない**ため、手続き等が円滑に行われず支障が生じている



## 提案・要望

### 1 児童福祉司等の人材養成に係る仕組みの構築（厚生労働省）

児童福祉司等が高度な専門性を習得できるよう、児童虐待への対応に有効なソーシャルワークの技法を確立するとともに、採用後は即戦力として業務に従事できるよう、国において座学以外の実践対応力を習得するための人材養成を行うこと

### 2 虐待を行った保護者への指導等に係る司法関与の強化等（厚生労働省、法務省）

児童虐待の再発防止と親子関係の再構築のため、児童虐待を行った保護者に対して、児童相談所の指導（保護者支援プログラム）に従うことを家庭裁判所が命令できるよう法整備を行うこと

また、虐待案件に係る家庭裁判所の承認手続き等が円滑に行われるよう、調査官が常駐していない長野家庭裁判所佐久支部へ調査官を配置すること